

交通安全協会だより（令和4年4月号）

～春の全国交通安全運動の実施について～

4月6日（水）から4月15日（金）までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。

本運動は、広く県民の方に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施します。

【運動の重点】

- ①子供を始めとする歩行者の安全確保
- ②歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- ③自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（日）

～あなたの命綱 シートベルト全席で着用を忘れない～

シートベルトはドライバーと同乗者を交通事故の衝撃から守ってくれる命綱です。道路交通法では全席において着用が義務づけられています。

シートベルトの着用は道路交通法によって義務づけられ、平成20年6月に道路交通法が改正され、運転席と助手席だけでなく、後部座席のシートベルトの着用も義務化されました。つまり、車に乗車している全員にシートベルト着用義務があるということです。

全席シートベルト着用の必要性

◎車内で全身を強打する可能性

交通事故の衝撃で、前席や天井、フロントガラスなどに頭や全身を打ち付ける危険性がある。

◎車外に放出される可能性

衝突の勢いが激しい場合、車の回転による遠心力で窓ガラスを突き破って体が外に放出される危険性がある。

◎前席のドライバーが被害を受ける可能性

衝突の勢いで前方に投げ出され、シートとエアバックに挟まれ頭を強打したり、胸部を圧迫し重症を負う危険性がある。例えば、時速60kmで走行している車が壁などに衝突した場合、威力は高さ14mのビルから落下した場合と同等の衝撃があります。



シートベルト非着用 その危険性を再認識し、自分 同乗者を守るためにシートベルトは必ず着用して下さい。